

※合意書は2通必要です！

農地貸付者の捨印
を押してください。

捨印

農地借受者の
氏名を記入

物納による賃料等譲渡合意書

農地貸付者の
氏名を記入

公益財団法人えひめ農林漁業振興機構を譲渡人とし、**西条 太郎**（土地所有者）を譲受人として、次のとおり債権（物納による賃料等）の譲渡に合意した。

第1条（債権譲渡）

譲渡人は、譲受人に対し、下記の債権（以下、「本債権」という。）を譲渡する。

債権者
債務者
債権の内訳

公益財団法人 えひめ農林漁業振興機構
農事組合法人〇〇〇〇 代表理事 周桑 花子
令和一年一月一日付け令和一年度—号農用地利用
集積等促進計画による債権
1年間当たり米〇〇kg

債権額

第2条（保証）

譲渡人は、以下について譲受人に対し、保証する。

- （1）本債権は譲渡人と債務者との間での将来債権であること
- （2）本債権は債務者から譲渡の承諾を得たものであること

第3条（成立）

本合意書の効力は、本合意書の締結により成立するものとする。

第4条（その他）

- （1）本合意書に疑義が生じた場合、譲渡人及び譲受人は、誠意をもって協議し解決するものとする。
- （2）譲渡人は、本合意書の締結後、債務者及び譲受人の間で行われる物納による賃料等の支払い及び受領に関する一切の責任を負わない。

第5条（専属的合意管轄）

本合意書に関する一切の紛争については、松山簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本合意書の成立を証するため、本合意書2通を作成し、各当事者押印の上、各1通を所有する。

令和一年一月一日

農地貸付者の
住所・氏名を記入
押印

譲渡人 住所 愛媛県松山市
氏名 公益財団法人 えひめ農林漁業振興機構
理事長 ⑧

譲受人 住所 **愛媛県西条市明屋敷164番地**
氏名 **西条 太郎**

押印

※日付等（線の部分）は、機構が記入しますので、空欄にしておいてください。